

近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会における協議状況について

(R 3. 6.23 第7回近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会の結果概要)

1 議事概要

(1) 近江鉄道線活性化分科会および近江鉄道線再構築分科会の設置について

近江鉄道線の利用促進や利便性向上、「公有民営」方式による上下分離への円滑な移行について重点的かつ効率的に検討、推進するため、法定協議会に2つの分科会を設置する。

1) 近江鉄道線活性化分科会（事務局：東近江市）

主な協議事項	<ul style="list-style-type: none">・通勤、通学における公共交通利用の促進・近江鉄道線の利便性や快適性の向上・利用者ニーズに即したサービスの向上・利用促進に係るイベントの開催や情報発信・移動実態等の把握・分析・共有
構成メンバー	県および沿線市町の担当課長、近江鉄道株式会社鉄道部・構造改革推進部、(一社)グローカル交流推進機構 土井理事長

2) 近江鉄道線再構築分科会（事務局：県）

主な協議事項	<ul style="list-style-type: none">・経営・財務状況調査結果の分析・近江鉄道株式会社の決算および収支見込の分析・設備投資計画・修繕計画の分析・上下分離の詳細スキーム（業務分担、保有資産等）・鉄道事業再構築事業実施計画
構成メンバー	県および沿線市町の担当課長、近江鉄道株式会社鉄道部・構造改革推進部、岡山電気軌道（株）磯野代表取締役専務、 【オブザーバー】近畿運輸局鉄道部計画課 重末専門官

【協議結果】

提案内容どおり承認

(2) 近江鉄道沿線地域公共交通計画原案について

① 第二種鉄道事業者について

令和6年度以降に鉄道運行を担う第二種鉄道事業者について議論した。

I 第二種鉄道事業者に対する期待事項

別紙<資料 12-2>のとおり

II 主な委員の意見

- ・ 120年以上にわたり安全運行され地域活性化にも取り組まれており近江鉄道（株）がふさわしい。
- ・ 鉄道事業者にとって安全性の確保がもっとも重要であり、何よりも技術力が重要。その意味において近江鉄道（株）において他にない。
- ・ 近江鉄道とバス、タクシーがさらに連携すれば、より利便性が向上する。
- ・ 事業者の比較と選定のプロセスが十分ではないのではないか。事業者を公募することも一つの手段ではないか。
- ・ 事業者は公募が原則である欧州でさえ、地方鉄道は例外として随意契約を認めている。安易に入札すると安全に関するリスクが高まる。

III 近江鉄道株式会社の意向

- ・ さらなる安全輸送を追及する
- ・ 学生や高齢者など交通弱者への対応の一層の充実に努める
- ・ 交通ネットワークの充実強化を行う
- ・ 地域住民との協働によるサービスの向上を行う
- ・ 西武グループの継続的なサポートの確約

→ 第二種鉄道事業者として、これからも地域に必要とされ続けるよう努力を重ねていく

【協議結果】

「第二種鉄道事業者は、現在の近江鉄道株式会社とする」ことを承認

② 近江鉄道沿線地域公共交通計画原案について

近江鉄道線を中心とした沿線地域における地域公共交通のマスタープランとなる計画原案について議論した。

【計画原案の概要】

別紙<資料 12-3>のとおり

【協議結果】

法定協議会の各委員に意見照会し、原案へ反映することで承認

2 今後の主な予定について

～令和3年7月上旬	・「近江鉄道沿線地域公共交通計画原案」に関する意見照会（各協議会委員）
令和3年7月下旬～8月上旬	・パブリックコメントの実施
令和3年10月頃	・第8回近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会（法定協議会） 「近江鉄道沿線地域公共交通計画」の承認 → 国土交通省へ提出